

◎新潟県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定内容の異動があった旨の報告があった。

令和2年11月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
長岡市上川西コミュニティセンター	長岡市巻島町733番地	多目的ホール	58.27	令和2年11月11日
		会議室1	42.07	
		会議室2	42.00	
		和室1	47.60	
		和室2	34.86	
		大ホール	361.00	

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
長岡市越路体育館	長岡市来迎寺甲885番地	体育館（ステージ含む。） （旧体育館（ステージ含む。）、会議室）	1,340.26 （旧1,340.26、 67.16）	令和2年11月11日